入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
令和７年５月16日
支出負担行為担当官
　国土交通省大臣官房会計課長　千葉　信義
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
１　掲載日　令和７年４月25日（号外政府調達第76号）
２　訂正内容
　11ページ１段目、40行目、「⑺　入札方法　上記１⑵の件名について、入札に付する。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規則に基づく随意契約には移行しない。」を「⑺　入札方法　①　総合評価方式（加算方式）をもって行うので、入札書・性能、機能、技術等に関する書類（以下「技術提案書」という。）・その他入札説明書に定める入札に必要な書類（以下「その他必要な書類」という。）を提出すること。②　上記１⑵の件名について、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。」に
　４段目、１行目、「⑹　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。」を「⑹　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者であって、入札説明書等で指定する性能、機能等の要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書等で定める総合評価の方法によって落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。」にそれぞれ訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年５月16日
支出負担行為担当官
　沖縄防衛局長　伊藤　晋哉
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47
○第１号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　勝連（７）宿舎新設建築その他工事
⑶　工事場所　うるま市内
⑷　工事内容　本工事は、うるま市内における以下の施設の整備に係る建築工事一式、土木工事一式を行うものである。
【建築工事】
１．宿舎　新設（ＲＣ－４／延べ面積　約2,400㎡）
２．プロパン庫　新設（ＲＣ－１／延べ面積　約８㎡）
３．ゴミ置場　新設（ＲＣ／一式）
【土木工事】
１．造成工事　一式
２．擁壁工事　重力式擁壁　約40m、Ｌ型擁壁　約50m
３．地盤改良工事　一式
４．仮設工事　一式
５．撤去工事　一式
※宿舎新設の一部を積み残している。残工事は後工事を予定している。
⑸　工期　令和９年２月28日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約2,000㎥、鉄筋　約200ｔ、ガラス　約300㎡
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムを使用しない方法により入札に参加する旨の届け出をした場合は紙入札方式に代えるものとする。
　なお、紙入札方式への変更に関しては沖縄防衛局総務部契約課に紙入札方式変更届を提出するものとする。
⑼　本工事は、契約の一連の手続きを電子契約システムで行う対象工事である。ただし、電子契約システムにより難い場合は、発注者に申出のうえ紙契約方式に代えるものとする。
⑽　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
⑾　図面に記載されている別途工事は、後工事となり、工事内容の公示をおこない、工事受注者の他に入札参加を希望する者がいないことを確認したうえで、予算成立後に本工事受注者との随意契約を予定している。
　ただし、本工事の受注者以外から入札参加希望があり、競争入札に参加させることが適当と判断された場合は、随意契約をとりやめ一般競争入札とする。
⑿　上記の別途工事については、工事の一体性に鑑み、本工事契約の落札率を踏まえて契約するものである。
⒀　本工事は、発注者が競争参加希望者に見積及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させる「見積活用方式」の試行工事である。見積の提出期限までに建築工事の鉄筋工事（鉄筋材料費を除く）、コンクリート打設費、型枠工事、ガラス工事（建具工事）に対する見積活用方式の対象項目の直接工事費について記載した見積及び根拠資料（以下「見積等」という。）を提出するものとする。（詳細は入札説明書による。）
⒁　見積活用方式とした価格（以下「見積活用価格」という。）について、本工事は交付の対象とする。原則として、競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格を有すると認められた者に対して、入札書の提出期限日の６日前（行政機関の休日を除く）（令和７年７月25日）までに電子入札システムにより交付する。
　なお、「見積活用価格の採用結果」は、契約書第１条の設計図書ではなく、見積上の参考資料であり、その有効期限は、本工事の開札日までとする。
⒂　本工事のうち建築工事分については、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
　なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳明細書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。